



元初健食第3号
令和元年5月23日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課長
各都道府県教育委員会専修学校主管課長
各都道府県私立学校主管部課長
各国公立大学法人担当課長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課長
文部科学大臣所轄各学校法人担当課長 殿
大学を設置する各学校設置会社担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
三谷卓



(印影印刷)

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律等の施行に伴う学校における取扱いについて

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。以下「法」という。別添1及び2参照。）、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令（平成30年政令第163号。別添3）並びに医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則（平成30年内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省令第1号。別添4）が昨年5月11日に施行されました。

これにより、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に基づく就学時の健康診断並びに同法第13条及び第15条に基づく健康診断の結果が法における医療情報に該当し、法に基づき、各学校の設置者から、就学時の健康診断並びに児童生徒等及び職員の健康診断（以下まとめて「学校健診」という。）の結果を認定匿名加工医療情報作成事業者に提供することが可能となることから、下記のとおり留意事項についてお知らせします。認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供は学校の設置者の任意ですが、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する基本方針（平成30年4月27日閣議決定）

において、認定匿名加工医療情報作成事業者は、医療情報取扱事業者である学校設置者等の理解を得るだけでなく、学校現場等の理解も丁寧に得るとともに、学校現場等に過度な負担が生じることのないようにすることを徹底する、とされています。関係各位におかれては、法の趣旨を御理解いただき、認定匿名加工医療情報作成事業者から医療情報の提供の求めがあった場合には、地域や学校の実情に応じて、学校の過度の負担にならない範囲で可能な限り、御協力の検討をお願いします。

また、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人及び学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して周知されるようお願いいたします。

なお、本通知の内容は、法の所管担当課室である内閣府日本医療研究開発機構・医療情報基盤担当室、文部科学省研究振興局ライフサイエンス課、厚生労働省医政局総務課、経済産業省ヘルスケア産業課と協議済です。

記

1. 制度の趣旨

法は、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的に、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関し、匿名加工医療情報作成事業を行う者の認定、医療情報及び匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制等を定めるものであること。

2. 制度の概要及び運用の基本的考え方

医療機関等の医療情報取扱事業者は、あらかじめ本人に通知し、本人が提供を拒否しない場合には、認定を受けた認定匿名加工医療情報作成事業者に対して医療情報を提供できることとし、このように収集した医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者が匿名加工し、医療分野の研究開発の用に供することとしたものであること。

※ 「医療情報」には、病院、診療所、薬局等における情報のほか、学校健診の結果なども含まれます。

「医療情報取扱事業者」となる者は、「医療情報等を事業の用に供している者」とされており、学校健診の結果は、児童生徒等の保健指導及び保健管理並びに職員の健康の保持増進という学校教育の円滑な実施のために用いられており、学校の「事業の用」に供されているものであることから、学校健診の結果に関する「医療情報取扱事業者」は、学校の設置者となります。

3. 学校現場における医療情報の提供について

法に基づき、各学校の設置者から、学校健診の結果を認定匿名加工医療情報作成事業者に提供することが可能となることから、認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供の検討に当たっては、学校健診の結果の提供に関する具体的な対応などについて示したQ&A（別添5）を参照されたいこと。

4. 個人情報の保護に関する条例における「法令に基づく場合」について

公立学校における学校の設置者である場合など、地方公共団体及び地方独立行政法人が保有する医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者に提供することが円滑に行われるためには、法と個人情報の保護に関する条例との関係について、関係者間で十分に理解を共有する必要がある。

全ての地方公共団体の条例において、地方公共団体の外部に個人情報を提供することができる場合として、「法令に基づく場合」の規定が整備されており、法第30条に基づく医療情報の提供は、この「法令に基づく場合」に該当するものと解釈することが可能であると考えられる。詳細については、本年2月に法と個人情報の保護に関する条例との関係について、各都道府県・指定都市個人情報保護担当部長、保健福祉担当部長宛ての通知（別添6）が発出されているので参照されたいこと。

<別添一覧>

○別添 1

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律について

○別添 2

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成 29 年法律第 28 号)

○別添 3

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令(平成 30 年政令第 163 号)

○別添 4

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則(平成 30 年内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省令第 1 号)

○別添 5

学校における健康診断の結果の提供に係る Q & A (案)

○別添 6

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律と個人情報の保護に関する条例との関係について(周知)(府医第 3 号、30 振ライ第 14 号、医政総発 0201 第 1 号、20190129 商第 3 号)

○別添 7

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する基本方針(平成 30 年 4 月 27 日閣議決定)

○別添 8

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律についてのガイドライン

○別添 9

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律等の施行について(平成 30 年 5 月 31 日府医第 36 号、30 文科振第 111 号、医政発 0531 第 28 号、20180508 商第 1 号)

○別添 10

次世代医療基盤法の全体像(匿名加工医療情報の円滑かつ公正な利活用の仕組みの整備)

○別添 11

認定事業者に対する医療情報の提供

○別添 12

利活用者に対する匿名加工医療情報の提供

○別添 13

医療情報の提供までの手続及び学校健診の結果の情報の流れ

<本件照会先>

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課

TEL : 03-6734-2976